

障害者虐待の防止に向けて（お願い）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。また、虐待をしている家族などが抱える問題の解決も併せて行っています。

1 障害者虐待の対応方法等

虐待者に応じた対応方法等を規定しています。

- (1) **養護者**（身辺の世話や身体介護、金銭の管理など、日常生活において何らかの世話をしている障害者の家族、親族、同居人など（同居・別居は関係なし））による**障害者虐待**
- (2) **障害者福祉施設従事者等**（障害者福祉施設、障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する者）による**障害者虐待**
- (3) **使用者**（障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者など）による**障害者虐待**

2 障害者虐待の種類と例示

種類	定義	例
身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。	・平手打ちする ・つねる ・蹴る ・火傷させる
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。	・入浴しておらず、悪臭がする。 ・室内にゴミを放置し劣悪な環境の中で生活させる。 ・水分や食事を十分に与えないことで、脱水症状や栄養失調状態にある。
心理的虐待	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行なうこと。	・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・排泄の失敗等を人前で話し、恥をかかせる。 ・障害者が話しかけているのに、意図的に無視する。 ・侮蔑をこめて子どものように扱う。
性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること、又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。	・排泄の失敗に対し、懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・キス、性器への接触
経済的虐待	障害者の財産を不当に処分すること、その他障害者から不当に財産上の利益を得ること。	・日常生活に必要な金銭を渡さない。 ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。

3 皆様をお願いしたいこと

(1) 養護者による障害者虐待の防止

虐待であることを自覚していないこともあります。

- ・虐待が発生している場合、虐待をしている人（虐待者）や虐待を受けている人（被虐待者）に自覚があるとは限りません。
- ・虐待者が「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることや、被虐待者が自身の障害の特性から自分のされていることが虐待だと認識していないこともあります。

- ・長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、被虐待者が無力感からあきらめてしまっていることもあります。



↓
小さな兆候を見逃さないことが大切です。

参照 障害者虐待防止マニュアル（NPO法人 PandA-J）

在宅の障害者に対する虐待防止と虐待の早期発見・早期対応のために、各保健福祉センター高齢障害支援課に障害者虐待防止センターを設置し、相談を24時間受け付けています（FAX受付可）。**「虐待かも」と思ったら、迷わずご連絡ください。**

中央区：043(221)2943 花見川区：043(275)2943 稲毛区：043(284)2943
若葉区：043(234)2943 緑区 : 043(292)2943 美浜区：043(270)2943

(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止

ア 障害者虐待防止に向けた施設内研修の実施

障害者虐待防止法第15条に基づき、**施設内研修を定期的実施してください。**

また、日頃から風通しのよい職場環境を作り、組織で対応する（障害者への対応方法の情報共有）ことが虐待防止につながります。

参照 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省）

イ 身体拘束のないケアの実現に向けて

障害者福祉施設などにおける身体拘束は、生命や身体を保護するために**緊急やむを得ない場合を除き、原則として禁止**されています。

<身体拘束の例>

- ・ベッドや車いすに縛り付ける
- ・降りられないようにベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ・手指の機能を制限するミトン型の手袋などを付ける
- ・Y字型拘束帯や腰ベルトなどを付ける
- ・自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する

「身体拘束ゼロへの手引き」にある例示はすべてではありません。「利用者の行動を制限する行為」に該当するか否かで判断します。

緊急やむを得ず身体拘束を行うことが認められるのは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、これらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られますので、**身体拘束を実施している場合は、「身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省）」を参照のうえ、いま一度確認をお願いします。**高齢者ケアに関わるすべての方向けの手引きですが、障害者ケアに関わる方も活用してください。

なお、緊急やむを得ず身体拘束を実施していたことを証明するためにも、「記録」の作成はとても大切です。

ウ 障害者虐待（疑いを含む）が起きてしまったら

早めに各区の障害者虐待防止センター（上記）または市役所の障害者自立支援課・障害福祉サービス課までご連絡ください。

障害者自立支援課	企画班	043(245)5175	
障害福祉サービス課	指導班	043(245)5227	（障害児支援）
	施設指導班	043(245)5174	（日中系・居住系）
	地域支援班	043(245)5228	（訪問系・相談支援）